

平成19年7月から平成20年6月までの期間の保険料の免除等申請の受付は、平成20年7月末まで申請できます。

平成20年7月から平成21年6月までの期間の保険料の免除等申請の受付は、平成20年7月から平成21年7月末まで申請できます。

申請先 国分寺庁舎保険年金課 石橋庁舎市民課窓口 南河内庁舎市民課窓口

免除申請の手続が簡単になります！

国民年金保険料の免除申請の手続が簡素化され、**全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申し出により申請書の提出が不要になります。**

全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、申請の時に申し出ることにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されることになりました。

失業、若しくは震災・風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

○保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。



○そこで、これらの期間については、10年前の分までさかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができるようになっています（追納といいます）。

○ただし、免除された年度も含めて3年度経過したものは、当時の保険料に加算額が上乘せされます。

○なお、平成20年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除	(当時の月額)
平成10年度の月分	16,590円		(13,300円)
平成11年度の月分	15,950円		(13,300円)
平成12年度の月分	15,320円		(13,300円)
平成13年度の月分	14,740円		(13,300円)
平成14年度の月分	14,180円	7,090円	(13,300円)
平成15年度の月分	13,970円	6,980円	(13,300円)
平成16年度の月分	13,770円	6,880円	(13,300円)
平成17年度の月分	13,810円	6,910円	(13,580円)
平成18年度の月分	13,860円	6,930円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,100円	7,050円	(14,100円)

平成17年度分以前の保険料に加算額が上乘せされます。